

平成 31 年 2 月 8 日

レジメーカー及びシステムベンダーへの  
消費税軽減税率制度の実施に向けた協力依頼について

平素より政府の経済産業政策に御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費税率（国・地方）の引上げが 2019 年 10 月 1 日に迫る中、2018 年 10 月 15 日の臨時閣議において、安倍総理から、法律で定められたとおり消費税率を引き上げる予定であること、飲食料品等について軽減税率制度を実施するとともに、準備に遺漏無く取り組むよう指示があったところです。

経済産業省・中小企業庁としても、中小企業・小規模事業者が軽減税率制度に対応するための準備を支援するため、軽減税率対策補助金（レジ・システム補助金）を措置し、複数税率に対応が可能なレジの導入等を補助するとともに、電子的な受発注システム等が複数税率に対応するために必要なシステム改修等を支援しているところです。今般、さらに中小企業・小規模事業者の取組みの強化・加速化を支援するため、補助率を従来の 3 分の 2 から 4 分の 3 に引き上げるなど補助制度を抜本的に拡充しました。

軽減税率対応のためのレジ・システム導入や改修等に従事する事業者の皆様におかれては、顧客となる中小企業・小規模事業者へ、あらゆる機会を利用し軽減税率制度と事業者支援措置を積極的に周知いただくとともに、さまざまなサポート等の需要に適切に対応されるよう、下記のとおりお願いいたします。

## 記

### 1. 軽減税率制度の実施に向けた中小企業・小規模事業者支援措置の活用

消費税軽減税率制度の実施に備えた中小企業・小規模事業者支援措置に関する経済産業省作成の広報資料等を活用し、営業活動やメンテナンス等で顧客を訪問する際に利用するなど、あらゆる機会を通じた周知と支援措置の積極的な活用をお願いいたします。

### 2. 積極的な販売体制の構築

消費税軽減税率制度への対応を必要とする事業者が広く存在することから、積極的な販売体制の構築をお願いいたします。特に、国内全ての地域の事業者が対応していく必要があるため、全国津々浦々、広くサービス・販売ができるよう努めていただけるようお願いいたします。

### 3. 万全のサポート体制の構築

サービスや機器を導入した後も、消費税軽減税率制度への対応のための準備において販売元のサポートが必要となる場面が多々生じることが予想されます。経済産業省・中小企業庁としても、レジ設置の後の商品マスタ更新についても新たに補助対象とするなど制度拡充を図ったところです。中小企業・小規模事業者に対して販売後にも手厚く万全のサポートが提供できるよう、サポート体制の構築に努めていただけますようお願いいたします。

### 4. 中小企業団体等との連携・協力

各地の商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、事業協同組合、商店街、各種の業界団体等と連携・協力し、中小企業・小規模事業者の消費税軽減税率制度への対応を支援していただけますようお願いいたします。例えば、次のような対応をお願いいたします。

- ・団体等にレジなどの実物を設置して中小企業・小規模事業者に見てもらえるよう、サンプル機器を貸与したり、ソフトウェア利用ライセンスを提供したりするなど、中小企業・小規模事業者が軽減税率対応に取り組む気づきの機会を増やす取組みを実施する。

- ・団体等の要請に応じて団体等が実施する中小企業・小規模事業者向けの説明会へ説明者を派遣し、会場にブースを設置するなどして商品の説明や紹介を積極的に実施する。

(担当)

中小企業庁中小企業政策上席調整官 笹路

中小企業庁事業環境部財務課長 松井

商務情報政策局情報産業課長 菊川

担当者：菊田・岩田（中小企業庁総務課）、増田・久保山（中小企業庁財務課）、渡辺・長谷川・田中（情報産業課）

<総務課> 電話：03-3501-1511(内線 5151～5155) 03-3501-1768 (直通)

<財務課> 電話：03-3501-1511(内線 5281～5284) 03-3501-5803 (直通)

<情報産業課> 電話：03-3501-1511(内線 3981～3987) 03-3501-6944 (直通)